

平成 2 9 年度

第 4 回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会農地部会議事録

平成29年7月12日、千葉市農業委員会農地部会長 鈴木 武夫は、平成29年度第4回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

＜会議に付した議案＞

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	15件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第6号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	2件
議案第7号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	13件
議案第8号	農用地利用配分計画（案）の意見について	1件
議案第9号	農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規定の変更について	1件

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	5件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	11件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	26件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第5号	地目変更について	11件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第4条）	2件
報告第7号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	5件

<出席委員>（15名）

1 番 橋 本 泉
3 番 小 林 正 明
5 番 武津岡 広 治
8 番 猪 野 幹 夫
11 番 浅 尾 孝
13 番 竹 下 洋 一
15 番 石 橋 幹 男
17 番 小 川 隆 良

2 番 長谷部 衡 平
4 番 笠 川 泰 雄
6 番 鈴 木 武 夫（農地部会長）
9 番 宮 崎 一 雄
12 番 大 塚 久（職務代理者）
14 番 長谷川 功
16 番 高 澤 義 信

<欠席委員>（2名）

7 番 中 島 賢 治

10 番 蛭 田 浩 文

<事務局説明員>

事務局長 加 瀬 秀 行
次長補佐 橘 菌 俊 朗
農地利用最適化推進班長 福 島 悟

次 長 岡 本 茂 之
農地指導班長 今 井 正 隆
農地審査班長 江 上 章 子

<農政部説明員>

農政課農地保全班長 中 村 健 一

議長
(鈴木武夫部会長)

開 会 (午後 1 時 3 0 分)

ただ今から平成 2 9 年度第 4 回農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は、1 7 名中、1 5 名出席ですので、会議は成立しております。

日程第 1 の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。1 2 番・「大塚 久」委員、1 3 番・「竹下 洋一」委員のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第 2 の議事に入らせていただきます。

はじめに、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第 2 分科会委員長、ご説明願います。

第 2 分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

なお、第 1 項から第 1 0 項につきましては、面接を実施いたしましたので併せてご説明いたします。

第 1 項から第 1 0 項は権利者が同一ですので、一括してご説明します。

お手元の資料の 1 - 1 ~ 1 0 をご参照ください。

資料は、営農計画書と位置図を添付しております。

本案件は、権利者であります千葉県柏市の農地所有適格法人が、若葉区大宮町に在住の方等 1 0 名が所有する同区同町の農地を、経営規模を拡大するため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、権利者は柏市、大網白里市などでも農地を賃借しており、千葉市では、今回の申請土地 2 . 5 ヘクタールから、将来的には 4 . 5 ヘクタールを目標に経営面積を拡大させる計画であるとのことです。

申請地の取得後の作目は、飼料米を予定しております。

次に、第 1 1 項です。

お手元の資料の 1 - 1 1 をご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区平山町の一般法人が、いすみ市に在住の方が所有する緑区平山町の農地を、経営規模を拡大するため、賃借権を設定するものです。

申請地の取得後の作目は、ミニトマト、パクチーを予定しております。

次に、第 1 2 項です。

お手元の資料の 1 - 1 2 をご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区横戸町在住の方

が、義務者であります花見川区幕張町在住の方が所有する同区同町の農地を経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、花の栽培を予定しております。

次に、第13項です。

本項は第14項との関連案件ですので一括してご説明します。

お手元の資料の1-13・14をご参照願います。

本案件は、権利者であります中央区矢作町在住の方が、義務者であります同区同町在住の方々が所有する同区同町の農地を農作業の効率化のため、土地を相互に交換したいというものです。

申請地の取得後の作目は、いずれもナス・キュウリを予定しております。

次に第15項です。

お手元の資料の1-15をご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区古泉町在住の方が、義務者であります同区高根町在住の方が所有する同区同町の農地を経営規模を拡大するため、代物弁済により取得するものです。

申請地の取得後の作目は水稻を予定しております。

第2分科会としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、また、第1～10項につきましては、それらに加え、同法第2条第3項各号の「事業要件」、「構成員要件」及び「役員要件」に適合しており、また、第11項議案につきましては、同法第3条第3項各号の「解除条件」、「地域における役割分担」及び「業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事する」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

小林正明委員

第1～10項ですが、水利権についてですが、地元の人たちとはどのような状況になっておりますか。

事務局

農地法上の手続きでは、確認しておりますのは耕作権に

	ついてのみであり、水利権については確認しておりません。ただし当該申請者はさらに農地の拡大を進めるべく、地元の方々と話し合いを継続していると聞いております。
小林正明委員	今後は事務局の方で確認だけをお願いいたします。
長谷部衡平委員	第1～10項の柏の法人ですが、地元で説明があり大網の方に支店があるそうですが、この支店登記はなされているか。次に具体的な地番は不明だが、農地に重機が沈んでいるが把握しているか。もう一点、肥料が25万円とあるが、長年の耕作放棄地であり1反あたり1万円の肥料で足りるのか、以上3点を伺いたい。
事務局	まず、大網の支店についてですが、支店登記されていることを法人登記により確認しております。次に重機が沈んでいる件についてですが、事務局も確認済みでございます。最後に肥料の件についてですが、事務局では当法人からの聞き取りや提出されました営農計画書の記載により25万円と把握しておりますが、この金額で妥当か否かについては、まだ計画の段階のことであり、わかりかねます。
長谷部衡平委員	重機が沈んでいることに関連するが、3条許可を出す前に、この法人は工事に取り掛かっているか、それでよいのか伺いたい。
事務局	現在取り掛かっている工事につきましては、3条の許可がでて、この法人が正式に農地を借り受けるまでは、この法人へ貸す準備をするために、地主からこの法人に委託してきれいにしているというかたちになっております。
長谷部衡平委員	重機が埋まっていることについては、地域の方々から問い合わせを受けております。 もうひとつ、許可を受けたら来年の5月から始めて、9月に収穫ということですが如何でしょうか。
事務局	米なので来季から始めたいとのことです。今季は整地をするところまで行うとのことです。
小林正明委員	資料米の作付けとのことですが、賃料として土地所有者に渡す米はここで生産した米ではないですね。他のところで生産した米ですね。

事 務 局	おっしゃるとおりです。
議 長 (鈴木武夫部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議 場	——— 挙手多数 ———
議 長 (鈴木武夫部会長)	賛成多数でございますので、議案第1号は許可と決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 第2分科会委員長、ご説明願います。
第2分科会委員長 (猪野幹夫委員長)	ご説明いたします。 お手元の資料の議案第2号を併せてご参照ください。 本案件は、貸駐車場用地とするものです。 申請地は、千葉県立特別支援学校から北東に約300mに位置する農地です。 農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除は、排水関係につきましては雨水は自然浸透で処理します。また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。 第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議 長 (鈴木武夫部会長)	ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。
小林正明委員	情報提供ですが、隣接地は今年の3月に車両置場への転用申請があり現地調査も行った案件です。
議 長 (鈴木武夫部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議 場	——— 挙手全員 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。

第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

本件は、農地造成に関するものです。

資料「議案第3号」の位置図及び土地利用計画図を御覧ください。

緑区高田町に在住の方が、自ら所有する同町の畑、2,028平方メートルの内、270.75平方メートルについて、用地が斜面になっているため、埋め立てを行い平らに農地造成するものです。

被害防除としては、埋め立て下流部に土のうを設置し、工事の土砂及び泥水等の流出を防止。法面の崩壊が無いよう十分に転圧をし、水が流れ出ないよう法肩の整形を行い種散布を行い養生する。こととなっています。

一時転用の期間は、平成29年9月30日までとなります。

第2分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議長

——— 質問・意見等無し ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手全員 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

なお、第1項から第4項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

初めに第1項です。

お手元の資料の4-1を併せてご参照ください。

本案件は、貸車両置場用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、千葉市立犢橋小学校から北東に約200mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は資材置場や住宅が混在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

また、ブロック及びフェンスを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第2項です。

お手元の資料の4-2を併せてご参照ください。

本案件は、本案件は、資材置場用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、千葉市立犢橋小学校から北東に約200mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は資材置場や住宅が混在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

また、ブロック及びフェンスを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第3項です。

お手元の資料の4-3を併せてご参照ください。

本案件は、資材置場用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、千葉北インターチェンジから南東に約600mに位置する農地です。

農地区分は、一部は市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断し、一部は市街地

化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は倉庫や農地が混在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

また、ブロックと鋼板塀を設置し土砂の流出を防止します。

次に、第4項です。お手元の資料の4-4を併せてご参照ください。

本案件は、障害者支援施設用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、千葉市立大宮小学校から西に約350mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は住宅や障害者支援施設に囲まれております。

被害防除は、排水関係につきましては雨水は浸透施設により流出抑制後、雨水管に接続します。

汚水は污水管に接続します。

また、周囲にブロック、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第5項です。お手元の資料の4-5を併せてご参照ください。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、JR幕張駅から北東に約650mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

被害防除は、排水関係につきましては汚水は合併浄化槽より処理後、雨水管に接続します。雨水は浸透槽にて抑制後、雨水管に接続します。

また、周囲にブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第6項です。お手元の資料の4-6を併せてご参

照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、千葉市立誉田東小学校から南東に約400mに位置する農地です。

農地区分は、一部は市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断し、一部は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

被害防除は、排水関係につきましては雨水は浸透枡を設置し敷地内で処理。汚水は污水管に接続します。

また、周囲にブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第7項です。お手元の資料の4－7を併せてご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、売買により取得するものです。

申請地は、千葉市立誉田東小学校から南東に約700mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

被害防除は、雨水は浸透槽にて抑制後、雨水管に接続します。汚水は污水管に接続します。

また、周囲にブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長

——— 質問・意見等無し ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場	———— 挙手全員 ————
議 長 (鈴木武夫部会長)	賛成全員でございますので、議案第４号は許可と決定いたします。
第2分科会委員長 (猪野幹夫委員長)	次に、議案第５号「農地法第５条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。
	第２分科会委員長、ご説明願います。
	ご説明いたします。
	議案書の１１ページをご覧ください。
	第１項です。
	本件は現地調査案件です。
	資料「議案第５号」の位置図、公図及び土地利用計画図を御覧ください。
	本件は、平成２８年度第１１回農地部会でご審議をいただき、３月２８日付で転用許可を行いました特別養護老人ホーム建設案件の、関連事業に係るものです。
	建設工事を請け負った、若葉区千城台西に本店を置く法人が、隣接する田３筆、合計１，６９２平方メートルに賃借権を設定し、一時的に「工事用仮設事務所、建設関係者駐車場及び資材仮置き場」として使用したい、というものです。
	申請地の現況は、田ですが現在は休耕となっております。
	設置するにあたり、砕石敷き整地、鉄板敷きを行い、工事用仮設事務所、建設関係者駐車場及び資材仮置き場を設置します。
	一時転用期間は、平成３０年７月２０日までの約１年間となっております。
議 長 (鈴木武夫部会長)	費用は、約４１２万円となります。
	第２分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
	以上でございます。
	ただいまの、第２分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。
長谷部 衡平 委員	田んぼに砕石を敷く計画ですと、田に戻すのは難しい。地主に返す際には、雑種に地目変更することを許可条件としたらどうか。

猪野幹夫委員	現在若しくは次の地域の農業委員から、地権者に地目変更という方法もありますよと指導したらどうですか。
長谷部衡平委員	もう一つ、事務局の方から、雑種地に地目変更していただきたいと言うのは困難でしょうか。
猪野幹夫委員	申請者が申請して、それを事務局、農業委員が決裁するわけであり、事務局、農業委員からこうしてくださいというのは筋が違う。しかし地区を担当する農業委員としてこういう方法もありますよ、と指導するのは間違いではありません。
事務局	法律論だけでお話ししますと、農地を守るべき立場なので、できるだけ最小限の面積にして、工事の間だけしか使わないという申請ですので、工事が終わったら農地に戻してくださいというのが根本の法律の話です。ですので、申請・手続き上は雑種地にするというより、今後耕作できる状況であれば田んぼとしてできるだけ戻して、農地を残すというのが法律の趣旨です。今後、耕作していく見込みは無いというのであれば、地目変更等の選択肢もあると思いますが、地権者さんの意向に沿っていくというのは、猪野委員さんのおっしゃるとおりではあります。ですが法律上のお話ですと、最小限の面積・期間で一時的に行ってくださいというのが、趣旨です。
小林正明委員	砕石敷いたら、農地に戻すのは困難です。
猪野幹夫委員	砕石敷いたから農地に戻せないかということ、そうではないと思う。現代の農機具を使えば可能です。できないということは無いと思います。
長谷部衡平委員	できないことは無いと思いますが費用はかかるでしょう。
武津岡広治委員	地権者は農業やっていますか。
猪野幹夫委員	やっています。土地を所有しています。
長谷部衡平委員	いずれにしても、農地に戻せないことは無いのですが、戻した際には事務局が確認に行きますよ、ということとは指導してもらいたいと思います。

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙手全員 ——

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は許可と決定いたします

次に、議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。
第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

第1項です。浅尾 孝委員から、緑区菅田町の畑2筆、合計面積560.03平方メートルについて、申出者の夫が農業の主たる従事者であった旨の現地調査結果報告書が、農地部会長あてに提出されております。買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。

第2分科会といたしましては、特に問題ないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

つづいて、第2項です。これも浅尾 孝委員から、緑区菅田町の畑1筆、面積7,255平方メートルの内、804平方メートルについて、申出者本人が、農業の主たる従事者であった旨の現地調査結果報告書が、農地部会長あてに提出されております。買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。

なお、残りの農地については、ご家族により耕作を続けるということです。

第2分科会といたしましては、特に問題ないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議場

—— 質問・意見等無し ——

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。
第2分科会委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手全員 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。

次に、議案第7号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

それでは、第2分科会委員長、説明をお願いします。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項は、緑区高田町在住の方の所有する、同町の畑1筆、面積1,570㎡を同町在住の農家の方に所有権を移転するもので、対価は70万円です。

第2項及び第3項は、千葉みらい農業協同組合が花見川区武石町在住の方の所有する同町の田2筆、合計面積988㎡を使用貸借にて借り上げ、同町の農家の方に使用貸借権を新規に設定するもので、設定期間は3年です。

第4項から第7項は、権利者が同一のため一括してご説明します。千葉みらい農業協同組合が若葉区川井町在住の方、他1名の所有する同町の畑8筆、合計面積7,746㎡を賃借にて借り上げ、同区大広町の農家の方に賃借権を新規に設定するもので、設定期間はそれぞれ3年です。

第8項及び第9項は、同じく千葉みらい農業協同組合が緑区板倉町在住の方の所有する同町の畑5筆、合計面積7,260㎡を賃借にて借り上げ、同区大木戸町の農家の方に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は6年です。

第10項は、若葉区桜木在住の農家の方が、同区加曽利町在住の方の所有する同町の畑2筆、合計面積4,396㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は3年です。

第11項は、緑区誉田町在住の農家の方が、同区平川町在住の方の所有する、同区誉田町及び平川町の畑2筆、合計面積2,956㎡に使用貸借権を引き続き設定するもの

議長
(鈴木武夫部会長)

議長

議長
(鈴木武夫部会長)

議長

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

で、設定期間は10年です。

第12項は、緑区誉田町在住の農家の方が、同区平山町在住の方の所有する、同町の畑2筆、合計面積2,929㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は5年です。

第13項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が、緑区平川町在住の方、他2名の所有する若葉区中野町の畑2筆、合計面積3,132㎡に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は5年です。

第1項から第13項までの合計面積は30,977㎡です。本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第2分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

ありがとうございました。

ただいまの、第2分科会委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

——— 質問・意見等無し ———

質問、意見等ないので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

——— 挙手全員 ———

賛成全員でございますので、議案第7号は、原案どおり決定いたします。

次に、議案第8号「農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。

本案件は、部会委員全員による審議を経て意見を決定することが適当であることから、第2分科会では、事務局による議案説明を行い、意見決定は行っておりません。

また、本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、千葉市長の依頼により意見を申述するものです。

本日、説明員として、市農政部の方の出席をお願いしておりますので、入室をお願いします。

議 場

===農政部入室===

議 長
(鈴木武夫部会長)

それでは、「農用地利用配分計画」について市農政部よりご説明願います。

農 政 部

議案第8号議案について、ご説明いたします。

本案件は、「議案第7号第13項」でご審議いただきました千葉県園芸協会が中間管理権の取得を予定する農地を、近隣で営農中の経営規模の拡大を希望する担い手へ貸し付けるため、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定」により、市長が農業委員会に対して農用地利用配分計画（案）について、意見を求めるものでございます。

農地中間管理事業では、中間管理機構に指定された千葉県園芸協会が、農地の「貸し手」と「借り手」の交渉等を経て、農地の「貸し手」から農地法第3条または農業経営基盤強化促進法による利用権により、中間管理権を取得します。

先ほどご審議いただきました「議案第7号第13項の案件」がこれにあたります。

併せて、機構から「借り手」への貸付けの手続きが行われます。

機構は、中間管理権を取得した農地を貸し付ける場合には、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項」により、農用地利用配分計画（案）を作成し、県の認可を受ける必要があります。

この手続きにおいて、機構は、市に計画（案）の作成を求めることができ、市は、農業委員会に計画（案）について意見を求めることができる旨、同法第19条において規定されておりますことから、本案件は、この計画案について意見を求めるものです。

第1項は、若葉区中野町の畑3筆、面積3,132㎡を緑区平川町に支社を設けている茨城県行方市所在の法人に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成34年7月31日までの約5年となります。

本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号」に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

	議案第 8 号の説明は以上でございます。
議長 (鈴木武夫部会長)	ただいまの農政部の説明について、質問等ございましたらお願いします。 なお、本案件に係る意見につきましては、市農政部退室後、改めて、お伺いいたします。
小林正明委員	この法人は、この近隣でどのくらいの農地を確保していますか。
農 政 部	過去にも農地中間管理事業を活用して、農地の貸し借りを行っておりまして、約 1 ヘクタールの農地を借りております。
小林正明委員	この申請地からどのくらいの距離か。
農 政 部	具体的な距離は把握しておりませんが緑区平川町を中心に借りております。
橋本泉委員	この法人は担い手だと思いますが、畑での作目は何ですか。
農 政 部	落花生、サツマイモを作付けしております。
小川隆良委員	この法人は堆肥の生産販売をしている業者として知ったのですが、本業は何ですか。
農 政 部	本業は有機肥料の生産販売、緑化植物の生産受託、農地改良事業です。
議長 (鈴木武夫部会長)	質問等無いようですので、ここで、市農政部の方の退室をお願いします。本日は、ご多忙のところありがとうございました。
議 場	=== 農政部退室 ===
長谷部衡平委員	この法人は過去にも、伐採した木のチップを堆積して肥料にしたいということがありましたが、要するに一時堆積場を作りたいというのが目的だと思いますがどうですか。
事 務 局	この法人はチップを肥料として生産する目的の会社ですが、平川町につきましては、作物を生産されており、認

	定農業者の認定を受けている会社であり、今般、配分計画を利用したいという申請があったものです。この申請地ではサツマイモを自分たちの肥料を使って生産したいというものです。
長谷部衡平委員	さっきの説明で、落花生、サツマイモを生産することはわかりました。一時堆積をするのに、必要以上の堆積は法により規制されていると思います。また、周囲から臭い、風による飛散により近隣に被害を及ぼさぬよう、それ何の防護策をすることを事務局から指導するようお願いします。
事務局	指導いたします。
武津岡広治委員	中野町のどの辺りですか、人家は多いのでしょうか。
事務局	中野町の平川町に近いあたりです。人家はそう多くはありません。
猪野幹夫委員	長谷部委員の心配されている、過去に平川町で問題になった経緯はある。作物を作るとは別の懸念なのだが、そのあたりを注意指導していただくことはできないのでしょうか。
事務局	その点に関しては事務局から指導させていただきます。
猪野幹夫委員	長谷部委員からありました堆肥の堆積について法の規制はありますか。
事務局	肥料として置かれていると思うので、程度の問題はあるが、臭いが出たりしないよう指導してまいりたいと思います。
長谷部衡平委員	ここで肥料を作るということについては反対です。
事務局	この農地で使う肥料をここに置くのはよいのですが、あきらかにそれ以上の他に持っていく肥料を農地に置かれているのは問題ですので、そのように指導してまいりたいと思います。
長谷部衡平委員	一定量堆積すると加熱したりする問題がある。その地域と調和をとりつつやっていってもらうよう、事務局から指

	導するようお願いします。
議長 (鈴木武夫部会長)	それでは、引き続き、ただいまの農政部、事務局の説明及び質疑応答を踏まえ、千葉市に付すべき意見がありましたらお願いします。
議場	——— 意見聴取【意見なし】 ———
議長 (鈴木武夫部会長)	付すべき意見が無いようですので、お諮りします。 農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙 手 全 員 ———
議長 (鈴木武夫部会長)	賛成全員でございますので、議案第 8 号は、「意見なし」と決定いたします。
	次に、議案第 9 号「農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規程の変更について」を上程いたします それでは、第 2 分科会委員長、説明をお願いします。
第 2 分科会委員長 (猪野幹夫委員長)	ご説明いたします。 議案書 別冊をご覧ください。 本案件は、農業経営基盤強化促進法第 11 条の 12 第 1 項の規定により、農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規程の変更をしようとするときは、市町村の承認を得ることが必要とされ、かつ、承認しようとするときは、同法第 11 条の 12 第 2 項の規定によりあらかじめ、農業委員会の決定を経ることとなっており、千葉市よりその適否について判断を依頼されたものです。 議案書別冊 9 ページをご覧ください。 農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規程の変更に係る理由ですが、「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、「都道府県農業会議」から「都道府県農業委員会ネットワーク機構」へ名称が変更されたことによるものです。 変更内容は、規程における字句の修正及び附則の整理となっており、規程の骨格部分の変更はございません。 第 2 分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、決定相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ありがとうございました。
ただいまの、第2分科会委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

橋本 泉委員

これは市町村の承認を得なければならないということですが、農地部会で審議してよいのか、あるいは総会に諮るべきなのか、その判断をどのようにされたか伺いたい。

事務局

法律上は「農業委員会の決定を経る」とありますので、総会で審議いただいても、農地部会で審議しても同様の効果がございまして、「農地利用集積円滑化事業」は農地部会の所掌事務となっておりますので農地部会での審議いただいたものが農業委員会の決定となります。

橋本 泉委員

そうなりますと、農業委員会の文書規定の所掌事務の中に規定されているという解釈でよいのか。

事務局

利用権に関するものですので、農地部会の所掌事務となっております。

猪野幹夫委員

これは官報などで公告されますか。

事務局

これは農協の規定ですので、農協内の総大会に諮って決定されます。

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事務局の説明のとおり、農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規程の変更について決定することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙手全員 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第9号は、原案のとおり決定いたします。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第7号までを一括して上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。
議案書の22ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、議案書の23ページまでに5件ございました。

申請内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の24ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の25ページまでに11件ございました。

申請内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の26ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書の29ページまでに26件ございました。

申請内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の30ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の31ページをご覧ください。

報告第5号「地目変更について」は、11件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

続きまして、議案書の32ページをご覧ください。

報告第6号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第4条）」は、2件、報告第7号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、5件ございました。

内容につきましては、6月の農地部会で審議されたもので、6月16日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの報告第1号から第7号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議長

——— 質問・意見等無し ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成29年度第4回農地部会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午後3時00分)